

○国立大学法人筑波大学公印取扱規程

〔平成23年3月24日  
法人規程第22号〕  
改正 平成23年法人規程第39号  
平成24年法人規程第7号  
平成24年法人規程第60号  
平成25年法人規程第12号  
平成25年法人規程第44号  
平成26年法人規程第33号  
平成26年法人規程第56号  
平成26年法人規程第63号  
平成27年法人規程第23号  
平成27年法人規程第47号  
平成27年法人規程第50号  
平成27年法人規程第60号  
平成28年法人規程第37号  
平成28年法人規程第68号  
平成29年法人規程第13号  
平成29年法人規程第45号  
平成29年法人規程第54号  
平成30年法人規程第38号  
平成30年法人規程第71号  
令和元年法人規程第16号  
令和2年法人規程第30号  
令和2年法人規程第45号  
令和3年法人規程第12号  
令和4年法人規程第8号  
令和4年法人規程第63号  
令和5年法人規程第9号  
令和6年法人規程第5号  
令和6年法人規程第46号  
令和6年法人規程第57号

国立大学法人筑波大学公印取扱規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人

規則第1号。以下「基本規則」という。)第90条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学が使用する公印の種類、寸法及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この法人規程において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、これを押すことにより当該文書が真正なものであることを認証するためのものをいう。

(公印の作成等)

第3条 公印の作成、改刻及び廃止は、学長が行うものとする。

(公印の形式等)

第4条 公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に刻印すべき組織の名称又は職名を浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「之印」の文字を加えて刻印することができる。

2 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用しなければならない。

(公印の種類、公印管守責任者等)

第5条 公印の種類は次のとおりとし、その名称及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表第1、第2及び第3のとおりとする。

(1) 第1種公印

法務局に登録された国立大学法人筑波大学長の印

(2) 第2種公印

国立大学法人筑波大学又は筑波大学若しくはその組織の名称を刻印した公印

(3) 第3種公印

役員又は職員(以下「職員」という。)でその職務権限が定められたものの職名を刻印した公印

2 学長は、前項に定める公印のほか、英文の証明書に使用するため、学長の氏名の英文サイン印章を作ることができる。

3 公印管守責任者は、公印に関する事務を総括し、及び公印の管理に関し公印管守担当者を監督する。

4 公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。

5 総務部総務課長(以下「総務課長」という。)は、別記様式第1号の公印簿を備え、これに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

(公印の使用等)

第6条 公印の使用を必要とする場合は、公印の押印を必要とする文書に原議書を添えて、公印管守担当者に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守担当者は、前項の請求を受けたときは、公印の押印を必要とする文書と決裁済みの原議書とを照合した上で、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。この場合において、公印の使用を請求した者に押印させるときは、公印管守担当者は、その押印に立ち会わな

ればならない。

(公印の使用の特例)

第7条 特別の事情により公印の押印を必要とする文書に決裁済みの原議書を添えることができないときは、その理由を付して、公印管守責任者に公印の使用を請求することができる。

2 公印管守責任者は、前項の理由がやむを得ないと認めるときは、公印の使用を承認するものとする。この場合において、公印管守担当者は、別記様式第2号の公印使用簿に必要事項を記入しなければならない。

3 公印管守担当者は、前2項の規定による公印の使用について、決裁済みの原議書の確認等必要な事後措置をとるものとする。

(公印の印影印刷)

第8条 一定の字句からなる文書で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者が支障がないと認めるときは、総務課長と協議の上、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 電子計算機により作成する文書にあつては、公印管守責任者が支障がないと認めるときは、総務課長と協議の上、電子計算機により作成した印影を当該文書と同時に印刷又は出力して公印の押印に代えることができる。

(法人細則への委任)

第9条 この法人規程に定めるもののほか、会計機関等の使用する公印に関し必要な事項は、法人細則で定める。

(雑則)

第10条 別表第1から別表第3までの改正は、学長名義の決裁をもって行うこととし、運営会議及び役員会の審議を要しない。

附 則

1 この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学公印取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第3中

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
哲学・思想学系長の印	30ミリメートル平方	支援室長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	

歴史・人類学系長の印			
文芸・言語学系長の印			
現代語・現代文化学系長の印			
教育学系長の印			
心理学系長の印			
障害科学系長の印			
社会科学系長の印			
社会工学系長の印			
生物科学系長の印			
農林学系長の印			
農林工学系長の印			
応用生物化学系長の印			
数学系長の印			
物理学系長の印			
化学系長の印			
地球科学系長の印			
物理工学系長の印			
物質工学系長の印			
機能工学系長の印			
電子・情報工学系長の印			
体育科学系長の印			
芸術学系長の印			
基礎医学系長の印			
臨床医学系長の印			
社会医学系長の印			
看護科学系長の印			
図書館情報学系長の印			

を削る。

附 則（平23.9.29法人規程39号）

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規程7号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平24.11.22法人規程60号）

1 この法人規程は、平成24年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年4月1

日から施行する。

2 国立大学法人筑波大学公印取扱規程の一部を次のように改正する。

別表第3の陸域環境研究センター長の印及びアイソトープ総合センター長の印の項を削る。

附 則（平25. 2. 28 法人規程12号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平25. 3. 28 法人規程44号）

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平26. 3. 27 法人規程33号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平26. 5. 9 法人規程56号）

この法人規程は、平成26年5月9日から施行する。

附 則（平26. 10. 16 法人規程63号）

この法人規程は、平成26年10月16日から施行する。

附 則（平27. 3. 26 法人規程23号）

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平27. 5. 28 法人規程47号）

この法人規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平27. 6. 25 法人規程50号）

この法人規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平27. 9. 24 法人規程60号）

この法人規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平28. 3. 24 法人規程37号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28. 12. 22 法人規程68号）

この法人規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平29. 3. 23 法人規程13号）

この法人規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平 29. 6. 22 法人規程 45 号）

この法人規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平 29. 9. 28 法人規程 54 号）

この法人規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 3. 22 法人規程 38 号）

この法人規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 30. 9. 27 法人規程 71 号）

この法人規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令元. 10. 31 法人規程 16 号）

この法人規程は、令和元年 10 月 31 日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学公印取扱規程の規定は、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令 2. 3. 26 法人規程 30 号）

- 1 この法人規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第 15 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科に係る別表第 3 の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令 2. 7. 3 法人規程 45 号）

この法人規程は、令和 2 年 7 月 3 日から施行する。

附 則（令 3. 3. 18 法人規程 12 号）

この法人規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 3. 24 法人規程 8 号）

この法人規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 4. 12. 22 法人規程 63 号）

この法人規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令 5. 3. 23 法人規程 9 号）

この法人規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令 6. 1. 25 法人規程 5 号）

この法人規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令6.5.30法人規程46号）

この法人規程は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令6.9.27法人規程57号）

この法人規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

第1種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
国立大学法人筑波大学長の印	30ミリメートル平方	総務課長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	法令に基づく申請、契約等に係る重要な文書専用

別表第2（第5条関係）

第2種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
国立大学法人筑波大学の印	30ミリメートル平方	総務課長	左欄の公印管守責任者が当該組織の職員のうちから指名する者	
筑波大学の印				
附属小学校の印	25ミリメートル平方	当該附属学校の副校長（以下「附属学校副校長」という。）		
附属中学校の印				
附属駒場中学校の印				
附属高等学校の印				
附属駒場高等学校の印				
附属坂戸高等学校の印				
附属視覚特別支援学校の印				
附属聴覚特別支援学校の印				
附属大塚特別支援学校の印				
附属桐が丘特別支				

援学校の印				
附属久里浜特別支 援学校の印				
筑波大学の印	40ミリメ ートル平方	総務課長		学群、附属学校及 び理療科教員養 成施設の学位記、 卒業証書又は修 了証書の専用

別表第3（第5条関係）

第3種公印

名称	寸法	公印管守責任者	公印管守担当者	備考
国立大学法人筑波大学 長の印	28ミリ メートル 平方	総務課長	左欄の公印管守 責任者が当該組 織の職員のうち から指名する者	
筑波大学長の印	30ミリ メートル 平方			
国立大学法人筑波大学 理事の印				
筑波大学副学長の印				
国立大学法人筑波大学 監事の印				
国立大学法人筑波大学 部長の印	23ミリ メートル 平方			
部長の印				
国立大学法人筑波大学 課長の印	20ミリ メートル 平方			
課長の印				
国立大学法人筑波大学 室長の印				
エリア支援室長の印		エリア支援室長		
支援室長の印		社会人大学院等支援室 長又は海外教育拠点支 援室長		
スチューデントサポー トセンター長の印		学生部学生生活課長		



生命環境学群学類長の印	23ミリメートル平方		
生物学類長の印			
生物資源学類長の印			
地球学類長の印			
理工学群長の印	30ミリメートル平方		
理工学群学類長の印	23ミリメートル平方		
数学類長の印			
物理学類長の印			
化学類長の印			
応用理工学類長の印			
工学システム学類長の印			
社会工学類長の印			
情報学群長の印	30ミリメートル平方		
情報学群学類長の印	23ミリメートル平方		
情報科学類長の印			
情報メディア創成学類長の印			
知識情報・図書館学類長の印			
医学群長の印	30ミリメートル平方		
医学類長の印	23ミリメートル平方		
看護学類長の印			
医療科学類長の印			
体育専門学群長の印	30ミリメートル平方		
芸術専門学群長の印			
学際サイエンス・デザ イン専門学群長の印			
グローバル教育院長の			

印			
総合学域群長の印		総合学域群担当課長	
アーカイブズ館長の印		アーカイブズ館長	
人文社会系長の印		エリア支援室長又は社 会人大学院等支援室長	
ビジネスサイエンス系 長の印			
数理物質系長の印			
システム情報系長の印			
生命環境系長の印			
人間系長の印			
体育系長の印			
芸術系長の印			
医学医療系長の印			
図書館情報メディア系 長の印			
センター長の印	20ミリ メートル 平方	総務課長 下田臨海実験センター 長 山岳科学センター長	
保健管理センター所長 の印		学生部学生生活課長	
附属図書館長の印	30ミリ メートル 平方	学術情報部情報企画課 長	
附属病院長の印	平方	病院総務部総務課長	
附属病院薬剤部長の印	20ミリ メートル 平方		
国立大学法人筑波大学 附属学校教育局教育長 の印	30ミリ メートル 平方	東京キャンパス事務部 学校支援課長	
附属学校教育局教育長 の印			
国立大学法人筑波大学 東京キャンパス事務部 の課長の印	20ミリ メートル 平方		
東京キャンパス事務部			

の課長の印			
附属小学校長の印	23ミリメートル平方	附属学校副校長	
附属中学校長の印			
附属駒場中学校長の印			
附属高等学校長の印			
附属駒場高等学校長の印			
附属坂戸高等学校長の印			
附属視覚特別支援学校長の印			
附属聴覚特別支援学校長の印			
附属大塚特別支援学校長の印			
附属桐が丘特別支援学校長の印			
附属久里浜特別支援学校長の印			
理療科教員養成施設長の印			20ミリメートル平方
国際産学連携本部長の印	国際産学連携本部産学 連携統括		
つくば臨床医学研究開発機構長の印	病院総務部総務課長		
開発研究センター長の印	産学連携部産学連携企 画課長		
オープンイノベーション国際戦略機構長の印			
国立大学法人筑波大学長の印	15ミリメートル平方	総務課長	各種証明書用
		総務部人事課長	
筑波大学長の印		総務課長	
		教育推進部教育推進課長	
		学生部学生生活課長	

	学生部学生交流課長	
	エリア支援室長	
	社会人大学院等支援室長又は海外教育拠点支援室長	
	総合学域群担当課長	
	病院総務部総務課長	
	東京キャンパス事務部 学校支援課長	
筑波大学附属病院長の印	病院総務部医療支援課長	
附属小学校長の印	附属学校副校長	
附属中学校長の印		
附属駒場中学校長の印		
附属高等学校長の印		
附属駒場高等学校長の印		
附属坂戸高等学校長の印		
附属視覚特別支援学校長の印		
附属聴覚特別支援学校長の印		
附属大塚特別支援学校長の印		
附属桐が丘特別支援学校長の印		
附属久里浜特別支援学校長の印		
理療科教員養成施設長の印	東京キャンパス事務部 学校支援課長	

別記様式第1号(第5条関係)

公印簿

(印影)	
公印の種類	
印材	
寸法	
作成・改刻年月日	
使用開始年月日	
廃止年月日	
備考	

- (注) 1 用紙は、A4判とし、公印1個につき1枚とすること。  
2 印影欄には、強じんな和紙に押印した印影を貼付すること。

